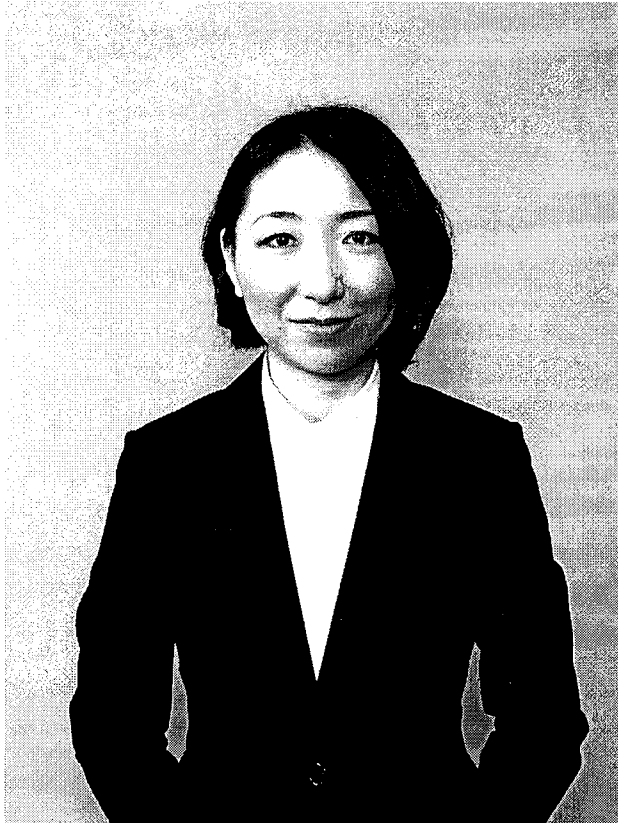
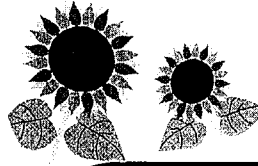


TEL 095-825-1132  
FAX 095-827-3658  
E-mail info@nagatakaikai.co.jp  
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

## 社員紹介コーナー



4月に入社しました  
藤高と申します。鳥取県出身で  
これまで広島・長野でアパレル  
販売員として勤務し結婚を機に  
長崎に転居してきました。  
異業種ということで分からない  
ことが多く戸惑いもありますが  
接客業で培った笑顔と「顧客満  
足」の精神を大切にしながら早  
くお客様のお役に立てるよう、  
日々精進して参ります。宜しく  
お願いします。

### 社員からのコメント

野田：藤高さんは、真面目な美人（人妻）です。新米課長のいる4課に入社と同時に配属になりました。期待が大きくてプレッシャーを感じてるかもしれませんが、チームプレーで乗り切りましょう。時には珍プレーもOKです。

高尾：新入社員ではありますが即戦力として期待しています。依頼した仕事も丁寧に処理してくれます。社会保険労務士の仕事を中心になるかと思いますが会計業務も覚えスーパー事務員としてお客様のために大いに役立ってくれるものと期待しています。

吾妻：とても優しく柔らかい雰囲気のある方です。年下の私が言うのもなんですが話すといつも癒されます！社労士さんなので私も色々教えて頂きながら一緒に頑張っていきたいと思います！

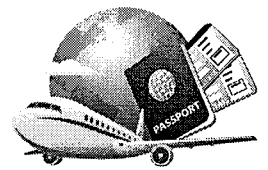
# 記念品として支給する旅行券に注意

旅行券は原則として給与等課税だが、創業記念や永年勤続表彰などで支給する記念品が給与として課税されないためには

- ①支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- ②記念品の処分見込価額による評価額が1万円（税抜き）以下であること。
- ③創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものはおおむね5年以上の間隔で支給するものであること。

との全ての要件を満たす必要がある。記念品の支給や旅行への招待費用に代えて現金、商品券などを支給する場合はその全額が給与課税され、また、本人が自由に記念品を選択できる場合もその記念品の価額が給与課税される。

特に旅行券の支給には注意したい。一般的に旅行券は、有効期限もなく換金性もあり実質的に金銭を支給したことと同様になるので、原則として給与等として課税される。ただし、課税されない要件がある。



- ①旅行の実施は、旅行券の支給後1年以内であること。
- ②旅行の範囲は、支給した旅行券の額からみて相当なもの（海外旅行を含む）であること。
- ③旅行券の支給を受けた者がその旅行券を使用して旅行を実施した場合には、所定の報告書に必要事項(旅行実施者の所属・氏名・旅行日・旅行先・旅行者等への支払額)を記載し、これに旅行先等を確認できる資料を添付して会社へ提出すること。

などの要件を満たしている場合は給与等として課税しなくても差し支えないとされている。